

専決処分の報告について

秦野市障害者支援委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

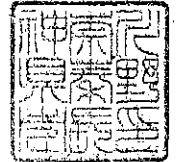


専 決 処 分 書

秦野市障害者支援委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月7日

秦野市長 高橋 昌和



理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市条例第5号

秦野市障害者支援委員会条例の一部を改正する条例

秦野市障害者支援委員会条例（平成26年秦野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第88条第8項」を「法第88条第9項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第6号 秦野市障害者支援委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第88条第9項</u>の規定により障害福祉計画の策定又は変更に係る市長からの諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第88条第8項</u>の規定により障害福祉計画の策定又は変更に係る市長からの諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議すること。</p> <p>(2) (略)</p>